平成２６年（フ）第８８８０号
東京都葛飾区東金町３丁目23―14―212
債務者　照井基予子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８８４号
東京都足立区足立３丁目20―11
債務者　小屋敷美仁
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８８５号
埼玉県新座市野寺２丁目８―44―207
債務者　倉谷　康子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８９０号
東京都足立区栗原３―24―１　大師コーポ202、住民票上の住所東京都足立区島根１丁目13―18
債務者　今野　勝啓
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８９７号
東京都墨田区堤通２丁目３―２―301
債務者　東野ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９０７号
東京都北区東十条１丁目１―８
債務者　加藤　暁子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９０９号
東京都中野区江古田３丁目７―７
債務者　伊藤　伸一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９１０号
東京都足立区東保木間２丁目12―５―106
債務者　横山　康幸
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９１２号
埼玉県さいたま市北区土呂町２丁目33―７―105
債務者　安田　由布（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９１３号
東京都港区西麻布２丁目13―12―801
債務者　早野真理子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９１７号
東京都葛飾区金町３丁目34―10―601　ダイアパレス金町第２
債務者　布施田邦江
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９１８号
千葉県富里市日吉倉232―17
債務者　清水　幸男
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９２１号
東京都杉並区高円寺南１丁目１―１　第二矢崎コート２
債務者　石原　令子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９２２号
神奈川県川崎市幸区南加瀬３丁目26―５―103
債務者　佐藤　勇太
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９２４号
東京都町田市小山町950―Ｂ―201
債務者　小野寺勝教
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９２５号
千葉県四街道市大日554―３　パル・ブローテＣ203
債務者　佐藤　健太
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部